

第五十五回国会 参議院 大蔵委員会 会議録第六号

昭和四十二年五月九日(火曜日)

午前十時三十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

伊藤 五郎君
大谷 鸞雄君
小林 章君
徳永 正利君
西田 信一君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
野溝 勝君
瓜生 清君
須藤 五郎君
政府委員
大蔵政務次官 米田 正文君
大蔵省主税局長 塩崎 潤君
事務局側
常任委員会専門員 坂入長太郎君

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のため
の日本国とブラジル合衆国との間の条約の実
施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関す
る法律案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた
めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実
施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法
律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたしま
す。米田大蔵政務次官。

○政府委員(米田正文君) ただいま議題となりま
した所得に対する租税に関する二重課税の回避の
ための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実
施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する
法律案につきまして、提案の理由及びその内容を
御説明申し上げます。

政府は、さきにわが国とブラジル合衆国との間
の租税条約に署名いたしました。この条約につい
ては、別途、今国会において御審議を願っている
のでありますが、この条約を国内において実施す
るためには、法律により特別の定めを必要とする
ものがありますので、これにつき所要の立法措置
を講ずるため、ここにこの法律案を提出すること
とした次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申
し上げます。

まず、配当、利子及び工業所有権等の使用料に
対する源泉徴収所得税に関する事項であります。

わが国の所得税法によりますと、非居住者また
は外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権
等の使用料につきましては、二〇パーセントの税
率により源泉徴収所得税を徴収することになって
おりますが、このたびの租税条約では、親子会社
間の配当、一定範囲の利子及び工業所有権等、特
定のものにかかる使用料につきましては、それぞれ
一〇パーセントをこえてはならないとされてお
ります。

そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税
の税率を、それぞれその条約上の最高限度である
一〇パーセントと定めることとするものであり
ます。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが国
に支店等を有しているものにつきましては、国内
法では、配当、利子及び工業所有権等の使用料に
かかる所得とこれら以外の他の所得とを合算して
課税するたてまえになっております関係上、配当
等につきましては租税条約で定める制限税率をこ
えて課税されることとなる場合がありますので、そ
の点を考慮して、総合課税の場合の税額につき、
租税条約の規定に適合するよう所要の軽減措置を
とることとしております。

その他、このたびの租税条約を実施するにつ
きまして必要な事務取り扱い等につき所要の規定を
設けております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要で
あります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同
くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 引き続き、補足説明を
聴取いたします。塩崎主税局長。

○政府委員(塩崎潤君) ただいま政務次官から提
案理由を御説明申し上げましたように、本法律案
は所得に対する租税に関する二重課税の回避のた
めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施
のための法律でございます。そこで、御参考まで
に、別途、外務委員会に付託されておりますこと
ろの条約の概要につきまして御説明申し上げます
と思ひます。

御案内のように、私どもいわゆる二重課税防止
条約と申しておりますが、これまでアメリカから
始まりまして十五の租税条約を締結してございま
す。ブラジルとの間の租税条約は十六番目となり
ます。私どもは、租税条約の締結の方針といたし

まして、できる限り経済交流の密接な国との間の
条約を締結すべく努力中でございますが、今回ブ
ラジルとの間の租税条約の案がまとまりましたの
で、御提案申し上げる次第でございます。ブラジ
ルにとりましては、日本との租税条約はス
ウェーデンに次ぎまして二番目でございます。ブ
ラジルの国内におきましては、財政上、経済上
種々問題がございますが、なかなか各国との間の
租税条約は進まないものでございますが、日本との
経済関係から見まして、向こうのほうも進んで条
約を締結しようという希望を起こしまして、今回
この案がまとまった次第でございます。

ブラジルとの経済関係は、もう御案内のよう
に、日本との間はきわめて密接でございます。日
本人が約六十万人を留していることは御案内のと
おりでございますが、そのほか投資におきまして
も、日本の原料市場あるいは製品市場といたしま
して最も注目を浴びているところでございます。

昭和四十年の長期資本の投資額を見てみます
と、ブラジルは世界の国の中で日本が投資いたし
ましたのはクウェートに次ぎまして二番目の地位
を占めております。アメリカが三番目ぐらいで
ございますので、ブラジルとの関係はこの一点から
見ましても非常に密接であるということが立証で
きるかと思ひます。

以上、条約の前提となります経済条件でござ
います。第二には、この条約の特徴を御説明申し
上げたいと思ひます。十五の租税条約、いずれも
大蔵委員会に付託されておりました際の法律の御
説明の際に申し上げておりましたので、一般的な概
要は御案内のとおりでございますので、ブラジル
との租税条約にどんなような特色があるかという
ような点を二点ばかり申し上げたいと思ひます。

第一は、これはこれから発展する国との間の租
税条約に特徴的な点でございますが、いわゆる租

税条約を締結いたしますと、財政的に苦しい国のほうが損をするのではないかとこの話があるわけでございます。そんなような関係で条約が進まない場合があるわけでございますが、租税条約の目的は二重課税の回避にあり、工業の発展した国が得をするというようなことが大きなねらいでないわけでございます。そういうような意味から、私どもの条約の中には、いわゆる私どもはタックス・スペアリングと言っておりますが、租税節約条項というものを置いております。

これはどういふことかと申しますと、二重課税防止の意味で、相手国が税率を引き下げると自動的に他の相手国の税金がふえるということを回避する意味におきまして、税金を引き下げまして、それは引き下げたものと見ないで従来どおり課税したものと見るといふようなことをしておるのでございます。ブラジルでは、アマゾン地域あるいはブラジル国内の北東地域内に、国内税法におきまして開発のための特別措置がござります。そういった地域に対する投資から生じます所得に對しましては免税という制度がござります。

ブラジル税法によつて免税になりましたのが、逆にその免税額が日本の税額によつて取り返されるということでは、向こうの免税の趣旨が達せられないということでは、こんな場合には、ブラジルの免税額は免税なかりしものといたしました。普通の税率を納めたものと見ると。したがって、その関係は、日本の企業がブラジルに進出したし、その関係は、日本の企業がブラジルに進出したし、実は税金を納めていないのに納めたものとみなします。その恩恵は企業に直接に行くと、こんな関係になるわけでございます。こんなようなことは、すでに私どもが条約を締結いたしておりますインド、パキスタン等の条約にすでにあるところでございます。

しかし、今回のブラジルとの条約の特色は、なお、条約上相互に税率を軽減していこうというところが行なわれておりますが、この条約上の軽減に對しまして、国内税法の措置と同様に、タックス・スペアリングを働かせる、こういうことについてしております。配当、利子、ロイヤルティーにつきましては、資本の交流を円滑にする意味におきまして、おのの税率を一〇％に引き下げることにいたしておりますが、その国内税法との差額、たとえばブラジルでは二五％の基準税率でございますが、これを一〇％に引き下げます。その差額の一五％は日本政府の歳入になるのじやなくて、企業がそのまま利益となるようなスペアリングを働かせるという関係をいたしております。これが第一の特色でございます。条約上のスペアリングを設けましたのは、このブラジルとの条約が初めてのことでございます。

第二の特色は、先ほど申し上げました条約上の軽減税率を設けております範囲に特色がござります。ブラジルは、御案内のように、非常にこれらの税制上の措置も講じております。ほしいのは外国資本である、しかも外国資本でも国内の産業の開發に役立つ資本である、こういった考え方でござります。したがって、配当につきましても、利子につきましても、ロイヤルティーにつきましても、軽減税率は設けずけれども、その範囲は、ブラジルの国内産業の開發に役立つものといった観点から、その範囲をしばつてござります。つまり、配当で申し上げますと、一般的な条約では、配当は全般的に軽減税率を設けますが、ブラジルとの間ではそういうことは必要ない。

主として行なわれるのは親子会社間の配当、日本の企業が向こうに子会社をつくりまして開發する場合、子会社を設けまして親会社に配当する場合の配当ではないか、こういう考え方でございます。利子につきましても、一般的な利子ではなくて、金融機関がブラジル国内の産業開發のための貸し付けの利子、あるいは公社債の利子、こういうものに限定してござります。それからロイヤルティーにいたしまして、普通の条約ならばロイヤルティーの範囲の中には、映画フィルムあるいは商標権といったものもロイヤルティー

の範囲中に入るのでございますが、軽減税率を設ける対象といたしましては、先ほど申し上げましたブラジルの産業開發の見地という点を加味いたしまして、映画フィルム、ロイヤルティーあるいは商標権というものはこの軽減税率の対象としてのロイヤルティーからははずしておる。これは他の条約にない点でございます。

以上がこの法律案と不可欠の、うらはらななししておりますところのブラジルとの二重課税防止の条約の大きな内容でございます。

この法律のほうは、もう御案内のように、いま御説明申し上げました条約を実施するための非常に技術的な法律でございます。若干内容を補足いたしまして御説明申し上げます。

まず第一条でございますが、これはもう当然趣旨を規定してござりますので、いまさら御説明することはござりません。

第二条は、先ほど申し上げました配当、利子、使用料——ロイヤルティーと言っておりますが、源泉徴収にかかわる所得税の税率をわが国のほうで一〇％に下げたものでござります。条約におきましては「十パーセントをこえないものとする」ということになっていまして、このこえない程度をどこに持つていくかということが国内法にゆだねられておりますが、他の条約等ははずれもそういう場合には一〇％ということにしてござりますので、これは一〇％にいたしております。これはブラジル企業あるいはブラジルの投資家が日本に投資した場合のことでございますので、適用はむしろ少ない。むしろ私どもの企業あるいは投資家がブラジルに投資するほうが多いかと思ひますけれども、条約のたてまえといたしましては、相互に軽減税率だけを設けておこうと、こういう意味でございます。

第三条は、源泉徴収を済むだけの場合でないところのいわゆる総合課税を受ける場合にやはり同様に一〇％に軽減していこうとしてゐるものでござります。いかなる場合に総合課税を受けるかと申しますと、ブラジルの企業がすでにわが国に

支店を持つてゐるような場合でございます。そういった場合には別に、産業上の利得のほか、配当、利子、ロイヤルティー等を持っておりまして、その産業上の利得と合算いたしまして総合課税を受けることになっていまして、その場合でも単独の投資の場合と同様に一〇％の軽減税率を設けてゐる、こういった趣旨でございます。

第四条は、これも非常に技術的な規定でございますが、条約におきまして双方居住者という用語がござります。ブラジルの税法と日本の税法、どこの国の税法も同じでございますけれども、居住者の定義が違つております。したがって、国籍と同一のような関係で二重居住者という場合が出てまいります。そういった場合、条約の適用がどうなるか非常な疑問が出てまいりますので、そういう場合には双方の税務官庁の間の協議で、相互に一つのことになっていまして、そういうふうな協議がととのいまして、一方の国の居住者になつたという場合には、他のほうでは非居住者に見ようと、こういう規定がござります。

第五条は、そういった居住者ということがきめられた場合に、やはり地方税にも影響いたしますので、あらかじめ自治大臣に協議する必要があるという定めがござります。

第六条は、実施規定でございますので、これはこまかい申告とかといった手続を省令で定めることにいたしております。

なお、附則におきまして、「この法律は、条約の効力発生の日から施行する」ということになっております。提案ではいつものように、条約の効力発生と申しますのは、批准書交換の日から三十日目からというふうになっていまして、今回の国会で御承認をいただき、批准書交換いたしますと、いまま言つたように、ことしから実施することでもできるかと思つております。

以上、簡単でございますが、この法律の補足説明並びにその前提となっております条約の大要で

録免許税法(昭和四十二年法律第 号)に改める。
第五章の章名中「登録税法」を「登録免許税法」に改める。

第七十二条の見出し中「新築住宅」の下に「所有権」を加え、同条第一項中「期間(以下この条において「適用期間」という。)内」を「間」に改め、「登記については、」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加え、「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「登記については、」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加え、「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十三条を削る。
第七十四条の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条中「その所有権の取得の登記の登録税の額は、」を「当該家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより」に改め、「以下」を削り、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同条を第七十三条とする。

第七十五条の見出し中「貸付」を「貸付け」に、「取得の」を「の設定」に改め、同条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額を」を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率に、「登録税法第二条第一項第十号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削り、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に、「の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額を」を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当

権の設定の登記に係る登録免許税の税率」に改め、「又は増築」を削り、「登録税法第二条第一項第十号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削り、同条を第七十四条とする。

第七十五条の二の見出し中「土地等の取得登記」を「土地の所有権の移転登記等」に改め、同条第一項中「取得の」を「移転の」に、「の登録税の額を」に係る登録免許税の税率に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、同条第二項中「土地又は」を「土地の所有権又は」に、「取得の登記に」を「移転又は設定の登記に」に、「の登録税の額を」に係る登録免許税の税率に、「登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削り、同条を第七十五条とする。

第七十六条を次のように改める。
(国有農地等の所有権の移転登記等の免税)
第七十六条 農地法第三十六条、第六十一条、第六十九条、第七十条又は第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、当該登記については、登録免許税を課さない。

前項の規定は、農地法第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が同項に規定する一般承継人である場合には、適用しない。この場合には、前項に規定する所有権の移転の登記を相続若しくは法人の合併又は遺贈による所有権の移転の登記とみなして、登録免許税法の規定を適用する。
第七十六条の二の見出し中「取得の登記」を「の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記に」を「移転又は設定の登記に」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率に」に、「登録税法第二条第一項第二号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該農地又は採草放牧地

の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削る。
第七十七条の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条第一項中「による所有権の取得の登記の登録税の額を」により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削り、同条第二項中「取得の登記の登録税の額」を「移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

第七十七条の二の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条中「取得の登記の登録税の額」を「移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。
第七十七条の三の見出し中「取得の登記」を「の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記の登録税の額を」を「移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率」に、「取得後」を「出資を受けた日以後」に、「登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削り、ただし書を削る。

第七十七条の四「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削る。
第七十七条の五中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(負債整理のための貸付けに係る抵当権の設定登記の免税)
第七十七条の六 農業、林業又は漁業を営む者が疾病、負傷、災害その他これらに準ずる事

実が生じたことにより、財産の状況が著しく不良となりその事業を継続することが困難となつた場合において、農林中央金庫又は農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十三号)第十条第一項第一号に掲げる事業を行なう農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、当該農林漁業者又はその者の加入する農業協同組合その他の政令で定める団体に對し、当該農林漁業者の事業の継続につき必要な債務の弁済に充てるための資金の貸付け(当該貸付けの期間、利率その他の事項が政令で定める条件に該当するものに限る。)をしたときは、当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

第七十八条の見出し中「取得又は保存の登記」を「移転登記等」に改め、同条中「よる所有権の取得」を「より取得した林野の所有権の移転の登記」に改め、「ためにする」の下に「林野の」を加え、「登録税」を「登録免許税」に改める。
第七十八条の二の見出し中「所有権等の取得登記」を「所有権の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記に」を「移転又は設定の登記に」に、「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削る。

第七十八条の三の見出し中「取得登記を」を「所有権の移転登記」に改め、同条中「取得の登記」を「移転の登記」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。
第七十九条第一項中「の登録税の額は、登録税法第三条第一項第五号」を「に係る登録免許

税の税率は、登録免許税法第九条に改め、「当該船舶の価格の」を削り、同条第二項中「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録免許税法第三条第一項第七号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削る。

第七十九条の二を削る。

第八十条の見出し中「資本組入」を「資本組入れ」に改め、同条第一項中「組入」を「組入れ」に、「についての登録税の額は、登録免許税法第六條第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「その増加した資本の金額の」を削り、同条第二項中「以下」を削り、「についての登録税の額は、登録免許税法第六條第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に、「次に掲げる金額の合計額」を「千分の一・五（増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立て又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の五）」に改め、同項各号を削る。

第八十条の二の見出しを「増資の登記の税率の軽減」に改め、同条中「又は登録免許法第六條第一項第十号の規定の適用を受ける」を「の規定の適用を受けるもの及び合併による」に、「行った」を「行なつた」に、「についての登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録免許法第六條第一項第四号」を「登録免許税法第九条」に改め、「その増加した資本の金額の」を削る。

第八十一条中「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録免許法」を「登録免許税法第九条」に、「掲げる額による」を「掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「それぞれ資本の金額又は増加した資本の金額の」及び「に相当する金額」を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）

三 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の権利又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合

イ 不動産の権利の取得 千分の六
ロ 船舶の所有権の取得 千分の四（海運業の再整備に関する臨時措置法第五條第一項又は第六條第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一）

第八十一条第四号中「又は船舶の権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

第八十一条の二の見出し中「取得の」を「移転」に改め、同条中「取得の」を「移転の」に、「登録税」を「登録免許税」に改める。

第八十一条の三第一項中「の登録税の額は、登録免許法第六條第一項第九号又は第十号の規定にかかわらず、」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一」に、「千分の一に相当する金額」を「うち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の五」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「合併による不動産又は船舶の権利の取得」を「合併により取得した不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記」に、「の登録」

の登録税の額は、当該取得」を「に係る登録免許税の税率は、当該合併」に、「登録免許法第十六條第一項」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

第八十二条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に、「取得又は所有権の保存」を「保存、設定又は移転」に改める。

第八十三条の見出し中「登記」を「登記等」に改め、同条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

第八十四条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

附則第二十條の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中「の登録税について」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税について」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第四條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中「の登録税」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税又は登録税又は登録免許税」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「再評価税」の下に、「登録免許税」を加える。

第十九條の二第二号中「第九百條」の下に「及び第九百一號」を加える。

第二章 登録手数料等の定めのある法律の一部改正

第六條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の

一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録申請者」を「第四條第一項の規定による登録のうち建設大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の定めるところにより登録免許税を、同項の規定による登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「登録手数料を」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

（測量法の一部改正）

第七條 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五條の四の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録申請者」を「第五十五條第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の定めるところにより登録免許税を、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「登録手数料を」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

（電波法の一部改正）

第八條 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一百三條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号に掲げる者が受ける無線局の免許につき、登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の定めるところにより登録免許税が課されることとなつたときは、その者が同号に規定する申請につき納付した手数料は、還付する。

（建築士法の一部改正）

第九條 建築士法（昭和二十五年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「一級建築士又は」を「一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の定める

とにより登録免許税を「」に改め、「一級建築士の免許については三千円以内、二級建築士の免許については」を削る。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第十条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七号第二項を削る。

(商品取引所法の一部改正)

第十一条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「登録手数料」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「通知を受けた日から三十日」を「同条第一項の規定による登録を受けた日から一月」に、「政令で定めるところにより、登録手数料として三千円」を「登録免許税」に改め、同条第二項中「登録手数料」を「登録免許税」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第十二条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「登録免許税及び登録料」に改め、同条中「千円」を「登録免許料」(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許料を「」、五百円を「五百円の登録料を」に、「二百円の登録料を」を「二百円の登録料を、それぞれ」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十三条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第一項の免許又は」を「第一項の免許のうち建設大臣の免許を受けようとする者は、登録免許料(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許料を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び」に、「手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

第十四条 旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法律第

二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「登録免許税及び登録料」に改め、同条中「規定による登録の申請」の下に「を」をする者は、登録免許料(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許料を「」を加え、「政令で定め額の手数料を」を「政令で定め額の手数料を、それぞれ」に改める。

(技術士法の一部改正)

第十五条 技術士法(昭和三十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録を受けようとする者」の下に「は、登録免許料(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許料を」を加え、「手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

第三章 その他の法律の一部改正

第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六号二を削る。
第四十二条ノ三第五項中、「第六号二」を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十七条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八号第二項を削る。

(農村負債整理組合法の一部改正)

第十八条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第十九条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八号を次のように改める。

第八号 削除

(保険業法の一部改正)

第二十条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十条及び第八十一条を次のように改める。

第八十条及第八十一条 削除

(罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

第二十一条 罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「において」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず」に、「を以て、登録税法第二十条第一項第九号に規定する債権金額とみなす」を「とする」に改める。

(農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十二号 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は、不動産又は船舶の価格の」を「登記に係る登録免許税の額は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「に関する権利」を「の権利」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

(農業災害補償法の一部改正)

第二十三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九号及び第十号を次のように改める。

第九号及び第十号 削除

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七号を次のように改める。

第七号 削除

(畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律の一部改正)

第二十五条 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

(水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十六条 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削る。

(国民金融公庫法の一部改正)

第二十七条 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四号第四項を削る。

(中小企業等協同組合法施行法の一部改正)

第二十八条 中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十七号及び第十八号を次のように改める。

第十七号及び第十八号 削除

(農業協同組合等による産業組合の資産の承継

等に関する法律の一部改正)

第二十九条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の算定」を「登録免許税の課税標準」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三十条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「登記」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに受けるもの」を加え、「登録税」を「登録免許税」に改める。

(漁船損害補償法の一部改正)

第三十一条 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第三百三十八条第一項中「及び第八条から第十二条まで」を、「第八条から第十條まで及び第十二条」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第三十二条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第五項中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第六項中「についての登録税の額は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第六條(営利法人の登記の税率)を「に係る当該新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条(課税標準及び税率)に改め、その金額の」を削り、「その登録税の額は、同法第二条(不動産の登記の税率)及び第三条(船舶の登記の税率)を「当該不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率は、同条」に改め、「不動産又は船舶の価格の」を削り、ただし書を次のように改める。

ただし、当該登記につき当該税率を適用して計算した登録免許税の額が同条の規定を適用して計算した登録免許税の額をこえるときは、この限りでない。

(農地法施行法の一部改正)

第三十三条 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

2 第三條又は第四條の規定によりなお従前の例によるものとされるこれらの規定に規定する登記については、昭和四十七年十二月三十一日までに受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の一部改正)

第三十四条 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律(昭和二十七年法律第三百一十号)の一部を次のように改正する。

第七條中「登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第十條(著作權の登録)を「登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(塩業組合法の一部改正)

第三十五條 塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

「の権利又は船舶の所有権に、「登記」を「昭和四十二年十二月三十一日までに登記」に、「その登録税の額は、不動産又は船舶の価額の」を「その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず、」に改め、ただし書を削る。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第三十六條 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を次のように改める。

附則第五條第二項を削る。

(接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正)

第三十七條 接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず、」を「もつて、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第二條第一項第九号に規定する債権金額とみなす」を「とする」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第三十八條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「取得の登記」を「移転の登記で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるもの」に、「登録税」を「登録免許税」に改める。

第二十四条第十七号中「登録税」を「登録免許税」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第四十條 電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「を受ける場合における登録税は、」を「昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものについては、登録免許税を」に改める。

(日本勤労者住宅協合法の一部改正)

第四十一條 日本勤労者住宅協合法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九條中「登録税」を「昭和四十二年十二月三十一日までに受ける登記又は登録に限り、登録免許税」に改める。

(不動産登記法等の一部改正)

第四十二條 次に掲げる法令の規定中「登録税」を「登録免許税」に改める。

一 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第四十九條第九号

二 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百二十二條第二項

三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十三條及び第七十七條第四項

四 機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)第十二條の二第五項

五 税理士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十五号)附則第十一項

六 企業担保法(昭和三十三年法律第六十六号)第二十五條

七 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第八條第三項

八 海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第八十八号)第十六條(見出しを含む)

九 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)附則第六項及び第七項

十 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)

第二十四条之二

十一 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第三十二条第一項

附則

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 登録免許税法別表第一の第二十三号の(三)、(十三)、(十六)及び(十七)、第三十一号、第四十三号から第四十六号まで並びに第四十八号に掲げる登録又は免許（以下「登録等」という。）の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務をつかさどる官署（以下「登録官署等」という。）に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登録等を受ける場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 登録等の申請書を登録免許税法の公布の日から昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十三年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、燃料関係税の増税等反対に関する請願（第九三四号）

第九三四号 昭和四十二年四月十九日受理

燃料関係税の増税等反対に関する請願

請願者 香川県高松市鶴屋町一ノ一〇 田

所芳蔵外三十名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第四号中正誤

ハシ	段行	誤	正
三	二	終りか ら五	なる
六	二	九	恩典に
七	三	九	これら
二	三	三十八条	これら
終りか ら元	終りか ら元	御承知	御承知の

昭和四十二年五月十二日印刷

昭和四十二年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局